

平戸市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月26日(月) 午前9時30分から午前10時31分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(18人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

委員

1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 3番 阿部 榮 5番 本山 勝茂

6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫 10番 榎屋 可恵

11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平 14番 松山 浩幸

15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之 18番 永田 守

◎農地利用最適化推進委員(13名出席、5名欠席)

4. 欠席委員(1人)

4番 小川 隆友

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

報告第18号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第48号 非農地通知申出について

議案第49号 第8回農用地利用集積計画(案)について

議案第50号 第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健

主査 近藤 裕司 主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度11月期 第8回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さんおはようございます。本日は11月期の総会をご案内申し上げましたところ、皆様方にはたいへんご多忙の中にご出席頂きまして誠にありがとうございました。

いよいよ今年もあと1ヶ月を残すのみとなって参りました。12月に入りますと何かと心せわしく、慌しくなってくる月でもございます。どうか一つ皆様方におかれましては十分交通事故等ないようお気をつけていただいて本年の締めくくりをしていただきたいと思いますなあと思っているところであります。

今日は、総会終了後、大分県の方に視察研修ということで行くわけでございますけれども総勢29名の予定でございます。今日、明日2日間でございますけれども大変お疲れと思えますけれども、この視察研修は、今年度は公費で参りますので皆様方におかれましては、その旨十分ご承知の上に行動をとっていただきたいと思います。そしてまた、恐れ入りますけれども報告書を各自簡単に結構でございますので、自分の思ったところを是非ご記憶いただきまして報告書を出していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今日、明日研修に参りますが、帰りましたらすぐに私は東京の方に長崎県から8名の会長さんと一緒に上京してまいります。全国の会長の代表者大会ということでございます。このことにつきましては、29日の早朝8時30分発の長崎空港から出発をして10時15分に羽田に着く予定でございますけれども、その後会場に行きまして12時から会議が開催される予定であります。駆け足で会場に行かなければならないようになっている日程のようでございます。4時くらいまで会議がかかりますので、それに出席をさせて頂きまして、それから長崎県の国会議員の先生方、西岡先生、加藤先生、谷川先生、北村先生、富岡先生、金子先生、古賀先生と新年度の農業予算の増額をお願いしたいということで陳情する予定でございます。それともう一つ、国調が平戸市でも行われていますが、未だ30数パーセントしか進んでいないということで、佐世保市もそのとおりのようでございます。どこの地区も国調が進まないということで国調の予算を増額してほしいという、早く国調を終了すべきでない

かという予算の獲得の陳情も併せて行っていきたいと思っているところでございます。国の方でも中々お金があるようで無いみたいです。大変な時期でございますけれども、何とか県の国会議員の先生方をお願いして一日でも早く国調が終了していくよう要望していきたいと考えているところでございます。

そういったことで日程が詰まって参りました。今日も報告を含めて10件の議案をご審議頂くわけでございますが、最後まで慎重なるご審議をいただきますようお願いをして、開会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は「4番 小川 隆友」委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長をお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「1番 蜜山 隆満」委員と「2番 岡村 勝彦」委員をお願いいたします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、11月期の会務報告と、12月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに11月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(11月会務報告を報告)

次に12月の行事予定を申し上げます。

(12月行事予定を報告)

以上が会務報告及び行事予定であります。

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・12月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を12月26日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を12月26日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について》

○議長

それでは、これより議事に入ります。はじめに報告第16号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

2ページをご覧ください。報告第16号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について」です。番号1番の届出農地は生月町里免字水畑の畑で1筆、418㎡の内100㎡に農業用倉庫を建設するものであります。

番号2番の届出農地は田平町小手田免字霽ノ祭の畑で1筆、1,558㎡の内85㎡に農業用倉庫を建設するものであります。

(パワーポイントを併用して説明:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第16号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について》

○議 長

次に、報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

3ページをご覧ください。報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について」です。番号1番の届出農地は大志々伎町字月寄の畑で1筆、400㎡の内4㎡に携帯電話基地局を建設するものであります。農地種別は第2種で賃借権による利用権を設定するものです。

番号2番の届出農地は田平町野田免字野田の畑で1筆、1,362㎡の内6.25㎡に携帯電話基地局を建設するものであります。農地種別は第2種で賃借権による利用権を設定するものです。
(パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第17号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第18号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第18号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

4ページをお願いします。報告第18号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。番号1番、2番とも今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第18号整理番号1～2番を朗読:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第18号については、届出のとおり処理済といたします。

《議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

5ページをご覧ください。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番は、紐差町字森ノ木の田で1筆、計533㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

2番は、田平町大久保免字釜田の畑で計3筆、計3,261㎡を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

詳しくは別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

(議案44号を朗読:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第44号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第44号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

6ページをご覧ください。議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1番は前津吉町字一ノ坪の田で1筆、27㎡に漁具置場用地としての転用申請であります。雨水も水路に流す計画で周りには他に農地も無く影響は無いと思われま。農地種別は第3種となっております。

2番は田平町小手田免字畳田の田で1筆、782㎡に資材置場用地としての転用申請であります。雨水は既存側溝に流す計画で周りには影響は無いと思われま。農地種別は第3種となっております。

(議案45号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員さんの補足説明をお願いします。なお、番号1番は9月総会で補足説明を行っておりますが10月に取り下げられ再度申請がありましたので省略させていただきます。それでは2番の補足説明をお願いします。

○委員

11月16日の朝9時から現地の確認を行いました。農業委員、推進委員、関係者、事務局で行いました。見て判りますように申請地の先の方は荒れているようですが、3箇所資材を置いていたのを小学生等が入って危ないので、ここに1箇所にとどめたいということで、そこに置くということでした。ご審議をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。
議案第45号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第45号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

7ページをご覧ください。議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1番は田平町小手田免字畳田の畑で1筆、236㎡に住宅用地としての転用申請であります。農地種別は第3種となっており、所有権移転を売買で行います。住宅は、木造2階建てで排水も合併浄化槽を設置し、雨水も道路側溝に流す計画で周りには他に農地も無く日照、通風にも問題は無いと思われまます。

(議案45号を朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

先ほどの4条許可申請議案の近くであり、11月16日に現地調査を実施しました。場所的に日照、排水も問題が無いところであり、隣接する土地も8月に転用の申請が審議されたところでありまして、問題もないようですのでご審議をよろしくをお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第46号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第46号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第47号 農業振興地域整備計画の変更について》

○議 長

次に、議案第47号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明及び補足説明を求めます。

○事務局

8ページをご覧ください。議案第47号「農業振興地域整備計画の変更について」です。

農業振興地域整備計画の編入、除外について農業委員会に意見を求められている案件であり

ます。

1番は度島町字立石の原野で1筆、1,444㎡を太陽光発電設備設置のため農用地区域の除外を行うものです。

2番は坊方町字下坊の畑で1筆、500㎡を住宅建設のため農用地区域の除外を行うものです。

3番は田平町下寺免字廣久保の畑で1筆、706㎡を住宅建設のため農用地区域の除外を行うものです。

4番は生月町里免字木場の田で2筆、1,289㎡を中山間直接支払い制度の取り組むため農用地区域の編入を行うものです。

5番は生月町里免字木場の田で2筆、1,899㎡を中山間直接支払い制度の取り組むため農用地区域の編入を行うものです。

(議案47号を朗読、パワーポイントを併用して説明:5件)

○農林課

1番は、太陽光発電設備設置のための農振地域の除外申請です。ここ一帯は全域農振地域ですが、ほぼ山林・原野化しており、国土調査の実施により申請地は原野となっているものです。周辺についても山林・原野化しておりますので、次回の農振地域の見直しの折に区域から除外していきたいと考えています。この土地には既に小形の風力発電設備が2基建っていますが、地目が原野の場合は90㎡以下の許可については必要ないことになっておりまして、今回残地に太陽光発電設備を設置する計画となっております。

2番・3番は住宅建設のための除外、4番・5番は中山間直接支払い制度に取り組むための編入であります。

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課からの説明が終わりましたので、これより質議を行います。何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委 員

4番、5番の編入の件についてですが、その周りの農地も中山間地域事業に取り組んでいるんですか。

○農林課

周りも農振地域となっておりますので、団地化は可能です。

○委 員

そこだけが中山間の事業を受けるんですか。

○農林課

既存の中山間事業の飛び地として取り組むこととなります。傾斜の条件もクリアしていますので、中山間区域の中で協議して行きたいとのことでした。

○議 長

他にありませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第47号については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第47号については、原案のとおり承認することといたします。

《議案第48号 非農地通知申出について》

○議 長

次に、議案第48号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

29・30ページをご覧ください。議案第48号「非農地通知申し出について」です。1番は早福町字霜ノ下他の田・畑で合計17筆、4,749.91㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

2番は大久保町字瀧脇の畑で1筆、1,226㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

3番は深川町字大平の田で1筆、2,181㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

4番は大島村的山戸田字浦ノ坂の畑で1筆、224㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

(議案48号朗読、パワーポイントを併用して説明:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

1番の補足説明をします。16日に南部地区の農業委員、推進委員、事務局、申請人と立会いをしました。17筆の4箇所です。スライドのとおり状態で現地はスライドより更に先の方の農地であり、道も無く竹が生えた状態で人も通れない状況にあり、4箇所すべてがそういう状態となっております。30年以上耕作していない状況のようです。ご審議をお願いします。

○委 員

2番の補足説明をします。15日の11時20分から農業委員、推進委員、事務局、代理人と現地を見てまいりました。事務局説明のとおり状態で、道も軽トラックがやっと通れる状況で現地も30数年作付けがなされておらず、竹・雑木が生い茂っている状況です。ご審議をよろしく申し上げます。

○委 員

3番の補足説明をします。16日に農業委員、推進委員、事務局、代理人と立会いをしました。現地は20年以上耕作されておらず、周囲も山に囲まれ、ご覧のとおり状況です。クヌギ、雑木が生い茂っている状態でとても田と認識できない状態でした。非農地申出も止む無しと見てまいりました。よろしく申し上げます。

○委 員

4番の補足説明ですが、12日に農業委員、推進委員、事務局、代理人と立会いを行いました。現地としては見てのとおりですが、家屋の上部にあり、スライドのとおり原野化している状況でした。現在は農機具も入れない状態で非農地も止む無しとして確認して参りました。ご審議をよろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第48号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第48号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第49号 第8回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第49号「第8回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第49号「第8回農用地利用集積計画(案)について」です。31ページ、32ページになります。32ページをお開きください。1番は、利用権設定各筆明細の農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、9筆、7,092㎡です。

(整理番号1番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質議ございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第49号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第49号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第50号 第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議長

次に、議案第50号「第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第50号「第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。33ページ、34ページになります。34ページをお開きください。1番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、9筆、7,092㎡です。

(整理番号1番を朗読:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第50号については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第50号については、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前10時31分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

平成30年度農地利用状況調査結果

勧告対象農地に関する資料

農地利用の推進に関する意見書(案)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年12月3日

会 長 丸 田 保 印

1 番 委 員 蜜 山 隆 満 印

2 番 委 員 岡 村 勝 彦 印
